

## 豊橋商工会議所環境経営賞 表彰規則

### (目的・対象)

第1条 豊橋商工会議所(以下「当所」という)の地区内及びその周辺の事業所(研究グループ等を含む)で、環境技術の開発、向上発展及び環境対策への取り組みに特に功績顕著なものに「環境経営賞」(以下「賞」という)を贈呈し、これを表彰する。

### (表彰)

第2条 表彰は、原則として毎年1回、審査委員会の議を経て、毎年3月25日の当所創立記念日、式典開催日又はこれに近い議員総会において当所会頭が行う。

### (応募等)

第3条 地区内の事業所及び技術研究機関の長は、この賞に該当すると認めるときは、その事業所の経歴及び功績等を詳記した調書を添えて、当所が定める期日までに申請するものとする。

### (審査・委員)

第4条 賞の選考は、審査委員会を設け、これを審査する。審査委員会は、委員長及び委員10名以内を以って組織し、その任期は1年とするが再任を妨げない。委員がその所属する機関団体等の役職者の場合、任期中に辞任または異動したときは、原則として後任者がその職務を継承することとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員等の委嘱)

第5条 委員長及び委員は、常議員会の承認を得て会頭が委嘱する。

### (小委員会)

第6条 委員長は必要により小委員会を設けることができる。小委員会の委員は、委員長が委嘱する。

### (細則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、常議員会の議を経て定める。

附 則 1. 本規則は、平成24年4月1日から実施する。